十　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。
［二・三　略］	［二・三　同上］
［八　略］	［八　同上］
土府、荒井字高屋敷、荒井字堀添、荒井字大場伝、荒井字初田、荒井字丑ノ頭、荒井字新屋敷、荒井字揚戸、荒井字広瀬、荒井字南原田	

改正後	改正前
一　電気通信業務用伝搬障害防止区域	一　［同上］
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の中心線からの平面距離（キロメートルで示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の中心線からの平面距離（キロメートルで示す。）
上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
区分	区分
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
［一～四五　略］	［一～四五　同上］
四六　削除	四六	㈠	千葉県八日市場市ロ―一	〇・〇〇	千葉県
			五六―一（六〇・七〇）	六・八〇	八日市場市　ロ、イ、ホ、高野、飯倉、時曽根
		㈡	千葉県山武郡横芝町横芝字松本一〇〇九―二（五六・〇〇）	五〇	匝瑳郡　光町　母子、宮川、芝崎、両国新田 山武郡　横芝町　横芝